
(2) 自動車検査証等の有効期間の再伸長について

(新着情報)

1. 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長していますが、被害の状況にかんがみ、一部の対象地域については、道路運送車両法第61条の2の規定に基づき、自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)第3条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間の満了する日についても同様に再延長することとし、本日、公示しました。

2. 措置内容

- (1) 自動車検査証の有効期間の伸長措置について
- (2) 保安基準適合証等の有効期間の延長措置について
- (3) 限定自動車検査証の有効期間の延長措置について

対象地域や対象自動車等の詳細につきましては、下記リンク先をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000254.html

3. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の見直し拡大等を検討してまいります。

(3) 自動車検査証の有効期間を伸長します～令和2年7月豪雨災害による被害を受けて～

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、岐阜県、大分県、島根県及び佐賀県の一部地域の自動車について自動車検査証の有効期間を伸長します。

○対象地域及び対象となる自動車

対象地域及び対象となる自動車の詳細については、下記リンク先をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm>

○伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年8月4日まで伸長

○継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年8月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

(4) 観光バス及び路線バスの車内換気能力

（配信日：R2.6.19）

大型自動車メーカー等の協力のもと、主な観光バス及び路線バスの車内換気能力についてまとめました。

○観光バスの車内換気能力

観光バスは、エアコンの外気導入モードを使用することにより、窓を閉めた状態で5分程度で換気する能力があります。

また、8割以上の車両は窓を開けられる構造であり、利用者が窓を開けて換気することも出来ます。

○路線バスの車内換気能力

路線バスは換気扇を使用することにより、3分程度で換気する能力があります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/covid19_info_shyanaikanki.pdf

(5) 夏季における運転者の体調管理の徹底について（要請）

（配信日：R2.6.12）

トラック事業者の皆様におかれましては、運転者の新型コロナウイルスの感染予防のため、マスク着用の徹底等の取組を進めていただいておりますこと、感謝申

上げます。

これから夏季を迎えるに当たり、熱中症を予防するなど体調管理に努める必要がございますが、今夏においては新型コロナウイルスの感染予防対策も必要とされています。

つきましては、新型コロナウイルス感染予防対策に加え、特に次の点に留意し、運転者の体調管理に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

1. 始業点呼時に運転者の健康状態を確実に把握するとともに、運転者に対して、運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。

2. こまめに水分・塩分を補給することや、一名乗車時や屋外での荷役作業等において他人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すこと等の熱中症予防について、運転者に対して指導すること。

(参考)「令和2年度の熱中症予防行動」(厚生労働省・環境省)

→ https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf

(6) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について
(再要請)

(配信日：R2.5.22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(通達)を発出し、事業者の皆様へ、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は57件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています(速報ベース)。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的

な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、改めて周知徹底いただくよう、お願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

(1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。

(2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。

(3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

(7) 新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）

（配信日：R2.3.6）

先般、厚生労働省のホームページにおいて、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」が掲載され、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください」との要請がされたところです。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、車内は閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、感染拡大を防止するため、エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めていただきますようお願いいたします。

※厚生労働省HP

「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000602323.pdf>

(8) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

（配信日：R2.2.21）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところでございますが、今般、複数のタクシー運転者への感染が確認されました。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、次の対策を検討し速やかに措置していただくようお願いいたします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運

してください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

